

苦情・相談対応規則 新旧対照表

※変更箇所：下線部

新	旧	備考
<p>(受け付けた苦情・相談に関する調査・対応) 第5条 (第1項、第2項略) 3 苦情・相談に対する具体的な対応は、運営機関の担当部署で検討、実施する<u>(苦情の申出をした者に対する苦情の処理の結果の通知を行うことを含む。)</u>。その対応状況について、監視委員会室は定期的に監視委員会に報告し、監視委員会はこれを確認する。監視委員会は確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言する。 (第4項以下略)</p>	<p>(受け付けた苦情・相談に関する調査・対応) 第5条 (第1項、第2項略) 3 苦情・相談に対する具体的な対応は、運営機関の担当部署で検討、実施する。その対応状況について、監視委員会室は定期的に監視委員会に報告し、監視委員会はこれを確認する。監視委員会は確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を理事会に提言する。 (第4項以下略)</p>	<p>⇒全銀協 TIBOR 業務規程第 24 条第 4 項について、苦情申し出者に対する結果通知に関する規定を追加したことの反映。</p>

以 上